

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本業務は、「清流の国ぎふ総文2024」の開催に伴い、大会期間中の高校生等の確実かつ円滑な輸送を行うに当たって、輸送実施計画を策定するものである。 ○輸送実施計画は、既に策定を進めている宿泊計画と併せて、大会運営の要となる計画であり、両計画とも実行性が担保されたものとする必要がある。 ○また、両計画は密接に連動することから、相互の連携が不可欠であり、本業務と宿泊計画策定業務は、一体的に実施することが求められる。 ○本業務と宿泊計画策定業務の連携において、受託者が異なった場合、「処理業務の忘失」、「伝達内容の齟齬」、「情報共有の時間的ロス」等のリスクが生じる可能性がある。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊計画作成業務については、先に「清流の国ぎふ総文2024 宿泊・弁当業務協定」を締結した「東武トップツアーズ・名鉄観光サービス共同事業体」が実施することが決定している。 ○また、共同事業体の代表者である、東武トップツアーズ株式会社は、全国規模の各種大会において、輸送実施業務まで含め、確実な業務遂行の実績があり、信用に足る実行力を有している。 ○よって、本業務を最も確実に、且つ効率よく実施できるのは、「東武トップツアーズ・名鉄観光サービス共同事業体」以外にない。 <p>※東武トップツアーズ・名鉄観光サービス共同事業体 代表者 東武トップツアーズ株式会社 岐阜支店 構成員 名鉄観光サービス株式会社 岐阜支店</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。